

江府町条例第10号

江府町人権文化センターの設置及び管理に関する条例の制定をここに公布する。

令和6月6月17日

江府町長 白石祐治

江府町人権文化センターの設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、江府町人権文化センター(以下「人権文化センター」という。)の設置及び管理に関する必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 江府町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例の理念のもと、部落差別をはじめとする差別のない社会をめざすとともに人権尊重のまちづくりの実現に資するため、人権文化センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 人権文化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
江府町人権文化センター	江府町大字江尾94番地15

(事業)

第4条 人権文化センターは、次の事業を行う。

- (1) 部落差別撤廃とあらゆる差別をなくするための人権啓発に関する事業
- (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45条)第2条第3項第11号に規定する隣保事業
- (3) 前各号に掲げるもののほか、人権文化センターの目的を達成するために必要な事業

(使用許可)

第5条 人権文化センターを使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 町長は、人権文化センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に際し条件を付すことができる。
- 3 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の許可をしない。
 - (1) 公共の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設、設備若しくは備品等を滅失又は破損するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
 - (4) 営利を目的とした使用であるとき。
 - (5) その他管理上支障があると認められるとき、又は使用が不相当と認められるとき。

(使用許可の取り消し等)

第6条 町長は、使用者が前条第3項の各号のいずれかに該当したときは、使用の許可を取消し、使用を制限し、又は撤去を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第7条 使用者は、施設の使用を終了したときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。前条の規定により使用を取り消された場合も同様とする。

(運営審議会)

第8条 人権文化センターに運営審議会を置く。

- 2 運営審議会は、人権文化センターの行う事業の企画運営につき必要な調査及び審議等を行うものとする。
- 3 運営審議会の委員の定数は6人以内とし、その任期は2年とする。
- 4 運営審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 江府町議会議員

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年9月1日から施行する。

(江府町集会所設置及び管理に関する条例の廃止)

- 2 江府町集会所設置及び管理に関する条例は廃止する。